

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第3霧島市立福山中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立福山中学校を平成29年3月31日限りで廃校とすることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。